

質問書添付資料

【資料 1】 放射線審議会（2015 年 8 月 17 日）の議事録 抜粋

【1-1】 原子力規制委員会からの諮問であります核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について、佐藤原子力規制企画課長の説明 抜粋

議事録 6 ページ 16 行～28 行

それで、今回、この限度という考え方でございますけれども、この資料の 173 ページ、今お聞きいただいている 173 ページの、その 250 とする根拠の上のところの段落のなお書きでございますけれども、この限度というものの考え方については、いわゆる緊急作業の被ばく線量のあり方についての、国際的に一般的に考えられている参考レベルという考え方がございますけれども、そういったものの考え方を考えると、これらの線量というのは、法令上は限度と規定するものでございますけれども、限度を超過したときの対応に関しましては、正当化原則に当てはまらないとか、あるいは、必要とされる全面マスクなどの防護具を着用しないで作業に従事するなどの不適切な防護措置による限度超過が認められた場合には、法令に基づき、これは限度というものの法令に基づいて、所要の措置、いわゆる改善命令とか、それに従わない場合の罰則というものを適用するという運用にするということで、ちょっと裏返しの言い方になりますけれども、この限度というものについての考え方が、できるだけ国際的な考え方の参考レベルというものを考慮した形で運用したいというふうに考えているところでございます。

説明資料「なお書きの部分」

なお、法令上は限度と規定するが、限度超過時の対応に関しては、①従事者のリスクと公益との比較考量より不要な被ばく（＝正当化原則（*））に当てはまらない、或いは②不適切な防護措置による限度超過、と認められた場合には、法令に基づき所要の措置を行う運用とする（緊急作業時の被ばく線量のあり方に関する、国際的な考え方で参考レベルを考慮）。

（*）従事することによる健康リスクに対し、他の便益が明らかに上回る状況で、作業の実施に正当性があること。

【1-2】 ニツ川委員放射線審議会委員の質問と佐藤原子力規制企画課長の説明

議事録 9 ページ 14 行～23 行

○ニツ川委員 6 番の線量限度のところの参考レベルとの説明のところだったんですが、これ、線量限度とはしているけれども、きちんとした最適化がなされた場合については、説この 250mSv を、その線量限度というような考えではなく、参考レベルとして考えるというふうな解釈でよろしいということなんでしょうか。

○佐藤原子力規制企画課長 そのところを厳密に言いますと、申し訳ありません、ちょっと役人なんで役人的で恐縮ですけども、限度としては限度であります。ただ、限度を超

えた場合には、いわゆる、何々することができると。法律上はですね。改善命令を出すことができる云々がありますので、そここのところの実際に、いわゆる命令を出す部分については、多少の裁量の余地があるというふうを考えて、そこについて最大限考慮するということで、今、委員のおっしゃったことを実際に担保していこうと思っています。

【1-3】 藤川放射線審議会委員の質問と佐藤原子力規制企画課長の説明

藤川委員の質問

議事録 25ページ 22行～26行

○藤川委員 福島での事故のときの外部被ばくの実績値が大分参考になったとは思っているんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、これ、厚生労働省さんだけとは限らないんですが、仮に250という数字では事故が収束できそうもないというような場合は、どういう判断になるのかと、収束を諦めて退避するという形になるのかとか、そこら辺の議論は、どこでも一切なかったんでしょうかということをお聞きしたかったんです。

佐藤原子力規制企画課長の説明（総合討論）

議事録28ページ 31行～29ページ 8行

○佐藤原子力規制企画課長 それでは、原子力規制委員会のほうから御説明させていただきます。

藤川委員の御質問は、そういう250を限度として、それを超えるような作業があった場合にどうなるのかということをございますけれども、私どもの説明資料の130-1号の、説明させていただきましたけれども、173ページに、いわゆるこの線量限度の扱いについて御説明させていただきました。いわゆるその正当化原則、あるいはその不適切な防護措置であるかどうかというようなことを勘案して考えるということをございます。そういう意味においては、規制委員会のほうでは、万が一のその想定を超える事故に対しても備えるという立場では、こうした正当化原則などが認められる場合には、こうした限度の運用については、こういう参考、国際的に言う参考レベルを考慮した運用が可能ではないかということで対応しようというふうを考えております。

【資料2】 2015年8月24日、泉田新潟県知事が全国知事会危機管理・防災特別委員長として、原子力規制委員会の田中委員長と面談した際の議事録 抜粋

(泉田委員長)・・・あと、実力部隊の整備、フランス等でも設置をしているのですが、これはいかがでしょうか。

(田中委員長)

確かにこの東日本大震災とか、阪神とかもそうだったんでしょうかね、自衛隊の方たちも含めて、相当大的な力になったと思います。アメリカではかなりシステムとして、必ずしもこの前のハリケーンの時にはう

まくいかなかったっていうこともあって、日本でどういう仕組みが一番よいかっていうのは、これは少し国全体として考えていく必要があると思います。これは原子力だけではなくて、全体の災害対策を含めて、考えていかなければならない。その中に、原子力災害の場合にはどういった点について、準備をしておかなければいけないということかと思うんですね。

(泉田委員長)

ご指摘のとおりだと思います。危機管理・防災特別委員長やってますと、緊急時の仕組みを持っていないということからですね、時間がかかって対応できないっていう事例も不断に目撃するというような状況になってまして、それが原子力災害でも同じ状況になってるということだと思います。特に懸念しているのが、**250** ミリシーベルトを超える被ばくを予想される中で、対応すれば止められるかもしれない。チェルノブイリがそうだったと思います。そういった場合は、一体誰が行くことになるのかという話と裏腹の話だと思いますので、現在のところ **250** ミリシーベルトを超える被ばくで措置が必要な場合、どういうふうに対応しているのか、情報提供いただけるとありがたいところです。

(田中委員長)

これはですね、今回まだ正式には効力を発揮してませんが、**250** ミリシーベルトにさせていただいたのは、1 F 事故の教訓から、内部被ばくについての配慮が全く足りなくて、内部被ばくが多かったんですね。ですからそのところはある程度コントロールできるだろうということで **250** ミリシーベルトを厚労省とお話しさせていただいて、一応そういう方向になっていますね。それを超える場合、これは実は非常に難しい判断で、事業者としての責任とかそういうこともありますけど、これを現場の従業員に強制するということは、なかなかできないことですから、当然その辺については事前にいろんな事業者としての責任の上で緊急時にどういう対応をするか。ただ、**250** ミリシーベルトを超える様な事態は起こらないように、基本的には人を交代してやるとかですね、そういうことも含めて、いろんなソフトウェアも含めて、今いろんな我々としてできることは、ただ **250** ミリシーベルト超えたから、すぐに法的に処罰されるとかそういう問題ではありません。**250** ミリシーベルトでもそうですけど、**100** ミリシーベルトを超えるような作業をした方についてはそれなりに医学的なフォローをするとかそういうことを含めてきちっとやっていただくよう、お願いしています。